

神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例施行規則の一部改正について

1 改正の概要

「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 28 号）」が平成 26 年 4 月 23 日に公布され、平成 26 年 10 月 1 日に「母子及び寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）」が「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「母子福祉施設」が「母子・父子福祉施設」に改正されることに伴い、「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例施行規則（平成 8 年神奈川県規則第 1 号）」の別表第 1 の 4 の項（6）中、「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「母子福祉施設」を「母子・父子福祉施設」に改めるとともに、文言の整理を行う。

2 施行期日

平成 26 年 10 月 1 日

3 県民意見反映手続きについて

上記法の改正に伴う形式的な変更該当するため、県民意見反映手続きは不要である。（かながわ県民意見反映手続き要綱第 4 条第 3 項（8）イ）